

令和2年（2020年）4月10日
教 育 委 員 会 資 料
教育委員会事務局学校教育課

教育長の臨時代理による事務処理について

令和2年4月3日の第10回定例会の協議において指示のあった標記の件について、次のとおり報告する。

1 指示の内容について

令和2年4月3日以降の学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び臨時休業期間の決定

2 事務処理の結果について

令和2年4月7日内閣総理大臣から「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われ、「Ⅱ.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」が改定された。

令和2年4月3日に決定した学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び臨時休業期間の変更を伴う内容ではなかったため、指示を受けた事務処理は行わなかった。